

2 NPO等への財政支援制度について

		R7.4.1現在	単位:円		
市町村	内容	交付要件	補助率	上限額	補助額
岐阜市	市民活動支援補助金	(共通要件) ①岐阜市に在住、在勤、在学する人が過半数を占める5人以上のグループで岐阜市内を拠点に、地域社会の課題解決を目的とする自主的・公益的な事業 ②1団体1事業で、補助決定後から令和8年3月31日までに終了できる事業 ③他の公的資金助成を受けていない事業 ④特定の政党活動・宗教活動・営利活動を目的としない事業			
		(新規事業支援) 1事業につき1回	4/5	80,000	
		(拡充事業支援) 1事業につき3回	2/3	200,000	
	NPO法人等応援事業	①岐阜市内に主たる事務所を有し、岐阜市内において特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動その他これに類する活動を行う団体であること。 ②5名以上の構成員により組織されていること。 ③定款又は規約を定めていること。 ④総会、理事会等において団体の意思決定をしていること。 ⑤活動内容、事業実績、財務状況等を団体のホームページ、内閣府NPOポータルサイト、公益事業コミュニティサイト等において公開していること。 ⑥NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に対し事業報告書等を提出していること。 ⑦過去5年間に於いて、事業の認定の取消し又は交付金の交付の決定の取消しを受けていないこと。 ⑧法令等に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。 ⑨宗教的又は政治的な活動を目的としていないこと。			
大垣市	市民活動助成	登録した市民活動団体が行う事業で他の公的助成を受けていないもの	2/3	250,000	
	初めの一步助成	登録後3年以内の市民活動団体が行う事業で他の公的助成を受けていないもの	10/10	100,000	
	市民活動団体設立助成	登録後3年以内の市民活動団体の設立に伴い必要となる備品購入等	10/10	20,000	
高山市	一般財団法人ひだ財団 市民活動団体設立補助金	※市との連携協定に基づき、(一財)ひだ財団が補助を行う。 (対象)5人以上の会員を有し、市内で活動が行われ、入会に制限がなく、代表が会則や規約で定められた特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する活動を行う団体を設立しようとする者、または団体を設立してから3か月を経過していない者 (対象経費)市民活動団体を設立し、活動を開始するために必要となる経費	10/10	30,000	
	一般財団法人ひだ財団 市民活動事業補助金	※市との連携協定に基づき、(一財)ひだ財団が補助を行う。 (対象団体)高山市市民活動団体登録要綱に基づき、市に登録した市民活動団体 (対象事業) 市民活動団体が行う地域の活性化及び課題解決につながるまちづくり活動であって、かつ、特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する活動に該当するもの	1/2	200,000	
多治見市	多治見市まちづくり活動事業補助金	ソフト事業(まちづくりを行う団体の創意と工夫にあふれた自主的、主体的な事業)に対して交付。 多治見市内に主な活動場所を有し、構成メンバーの数が3人以上であること。 応募する事業を責任持って運営、実施し、終了後所定の実施報告ができること。 政治、宗教、営利事業を目的としていないこと。	1/2	500,000	
	多治見市特定非営利活動法人設立補助金	特定非営利活動法人設立の際に交付	なし	50,000	
	多治見市まちづくり活動に係る施設整備補助金	ハード事業(まちづくりを行う団体を実施する活動のための施設等整備)に対して交付。 多治見市内に主な活動場所を有し、構成メンバーの数が3人以上であること。 応募する事業を責任持って運営、実施し、終了後所定の実施報告ができること。 政治、宗教、営利事業を目的としていないこと。	3/4	2,250,000	
関市	関市ときめき市民活動助成金	市民活動団体のはじめの一步支援、小さな活動から開始することで将来的な公益に資するもの(初動支援型事業)	10/10	50,000	
	関市きらめき市民活動助成金	NPO法人及び市民活動団体の活動のうち不特定多数の者の利益の増進に資する事業(市民提案型事業)	2/3	500,000	
	関市いきいき市民活動助成金	行政から提案される課題をNPO又は市民活動団体が解決する。(協働提案型事業)	10/10	市が提示する額	
	関市ソーシャルビジネス支援助成金	市内において現に事業を行い、新たなソーシャルビジネスの計画を有し、又は市内においてソーシャルビジネスに係る起業を申請年度内に行う予定である事業団体(法人(民間企業、NPO法人等)、任意団体、個人事業主等)が行う、以下の要件を満たす事業 (1)子育て、福祉、環境、まちづくりその他の市が抱える地域の社会的課題を解決し、又は地域の活性化を図る事業であること。 (2)市内で行う事業で、申請年度内に完了できるものであること。	1/2	700,000 ※2年目50万円 ※3年目30万円	
	関市ふるさと応援交付金	ふるさと納税型クラウドファンディングの制度を活用して、市内において特定非営利活動促進法別表に掲げる活動その他これに類する活動を行う団体で、以下の要件を満たす事業 (1)子育て、福祉、環境、まちづくりその他の市が抱える地域の社会的課題を解決し、又は地域の活性化を図る事業であること。 (2)事業費が100万円以上の事業であること。	10/10	寄附金額からふるさと納税の募集に係る必要経費に相当する額を差し引いた額	
	関市地域づくり支援交付金	関市地域委員会規則に基づき、地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実施する事業に対し、関市地域づくり支援交付金を交付する。		3,000,000 ※地域委員会の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日を経過した地域委員会の交付金の額については、別に定めあり	

中津川市	がんばる地域サポート事業	互いに助け合うコミュニティづくりを進めるため、市民が主体となつて各地域の創意と工夫を活かした地域づくり活動を行う団体に対して行う補助。補助対象事業は、補助対象者が実施する事業で、次に掲げる部門の区分に応じるものとする。 ・絆づくり部門・・・(1)地域課題の解決など住みよい地域づくりに寄与する事業 (2)地域の特色を活かした地域づくりに寄与する事業 (3)前2号に掲げるほか、地域づくりの進展に寄与する事業 ・立ち上げ部門・・・上記事業を行うための団体設立準備事業若しくは非営利活動を目的とするNPO法人等の設立に向けた準備事業	10/10	絆づくり部門 ・・・200,000 (最長3年間) 立ち上げ部門 ・・・50,000 (1年間)	
美濃市	美濃市地域の絆づくり事業等補助金	○地域の絆づくり事業補助金 市内に事業拠点があり、かつ、市内に居住、勤務又は在学する人5人以上で構成する団体が行う「青少年の健全育成に関する活動」「教育・文化・福祉・産業などの分野における人材育成に資する活動」「地域の絆やつながりを深め、地域の活性化に寄与する活動」に対し、補助金を交付する。	3/4	1,500,000	
		○特定非営利活動法人設立事業 市内に主たる事務所を置くNPO法人の設立に要する経費に対し、補助金を交付する。	10/10	200,000	
瑞浪市	瑞浪市夢づくり地域交付金	地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、住民により構成された地区まちづくり推進組織に対し交付する。 交付対象事業 (1)通常事業(防災・防犯に関する事業等の13分野の事業) (2)ステップアップ事業(地域の活性化や課題解消のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業または地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業) (3)通常事業の交付金の加算(「他のまちづくり推進組織と合同で行う事業」を実施する場合、代表となる地区が、30万円を上限に通常事業分の交付金に加え、加算することができる)	10/10	(1)予算額 10,000千円に 対し、均等割 50%、人口割 50% (2)3,000,000 円 (3)300,000円	
	瑞浪市地域コミュニティ活動推進事業補助金	地域の自主的なまちづくりと住民福祉の増進及びコミュニティ活動を支援するため、地区まちづくり推進組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 補助対象事業 (1)まちづくり組織を編成し、組織の育成及び強化のために行う事業(コミュニティ施設整備事業関連を除く) (2)(一財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業		予算の範囲 内で市長の 定める額	
	瑞浪市夢づくり市民活動補助金	市民と行政の協働のまちづくりを進めるにおいて、公益的な活動を行う市民団体の活動に対し補助金を交付する。 補助対象団体 (1)公益的な活動を行う団体であること。 (2)市内に主な活動場所を有し、構成員の数が5人以上であること。 (3)政治活動、宗教活動及び営利活動を団体の主たる目的としていないこと。 補助対象事業 (1)不特定多数の市民の利益増進に資する事業 (2)地域社会の活性化に資する事業	1/2	500,000	
羽島市					
恵那市	恵那市まちづくり市民活動補助金	第2次恵那市総合計画の基本目標達成に向けて、市民活動団体等が主体となり、市全域を活動範囲として、将来展望を見据え取り組むソーシャルビジネス的な活動及び公共的な分野別課題の解決に向けたまちづくり活動等に対して助成。 【対象団体】 ・市内を拠点に活動している構成員が5人以上の団体で、半数以上が市内在住在勤者。 ・会則を持ち、代表者を定め、会計処理が適正に行われており、組織として意思決定ができる。 ・宗教及び政治に関する活動、公序良俗に反する活動を行わない団体 【対象事業(ソフトのみ)】 ・安心して暮らすための活動 ・生命と財産を守るための活動 ・まちの魅力を高めるための活動 ・便利に暮らすための活動 ・いきいきと暮らすための活動 ・みんなでまちをつくるための活動 ・まちを元気にするための活動 ・上記活動を推進するための調査、研究、計画づくりのための活動	10/10	400,000	
美濃加茂市					
土岐市	土岐市まちづくり支援事業費補助金	地域社会の活性化を図ることを目的として活動する団体が行う公共性、公益性のあるまちづくりに関する事業に対し補助金を交付 【対象団体】 次の要件をすべて満たす団体・グループが対象 ①構成メンバーが5人以上あり、その半数以上が市内に在住、在勤、在学している団体 ②公益的な活動を自主的に行う団体 ③会計等の規程が整備されている団体 ④政治活動、宗教活動、選挙活動を目的としていない団体 【対象事業】 ・継続事業 ・スタート支援(補助回数:1回目 下記①、②のうち1つを選択) ①施設等の整備、保全等の事業の補助 ②事業を開始・軌道に乗せるための補助 ・発展拡充支援:スタート支援を受けた後にその活動を発展・拡充させるための補助(2回目) ・定着自立支援:発展拡充支援を受けた後にその活動を定着・自立させるための補助(3～5回目) 6回目以降は同事業では交付しない ・単年度事業:土岐フォーラム(土岐市役所前の祝祭空間・防災広場・駐車場として使用する多目的広場)を利用するイベントとその他のイベントで補助率が異なる	スタート支援 ①:8/10以内 スタート支援 ②:9/10以内 発展拡充: 7/10以内 定着自立: 1/2以内 イベント 土岐フォーラム利用: 7/10以内 その他:1/2以内	スタート支援 ①:2,000,000 スタート支援 ②:450,000 継続: 350,000 定着自立: 250,000 イベント 土岐F利用: 350,000 その他: 250,000	
各務原市	各務原市まちづくり活動助成金	市民によるまちづくり活動の促進とNPOや市民活動団体の成長を目的に団体が行う活動や事業に要する経費(食糧費は除く)の一部を助成する。助成対象となる事業の条件、応募資格団体の条件を満たさなければいけない。 【スタート助成】 設立後3年未満の団体を対象に1事業2回まで 【まちづくり助成】 設立後3年以上の団体を対象に1事業2回まで	1年目 2/3 2年目 1/3	スタート助成 1年目 100,000 2年目50,000 まちづくり助成 1年目 300,000 2年目 150,000	
可児市	まちづくり活動助成事業	【まちづくりスタート助成】 これからまちづくり活動を始めようとしている団体が行う調査・研究活動に対して助成 助成回数限度:一団体に付き連続2回まで ただし、食糧費や団体の経常的な運営経費は対象外	10/10	100,000	

山県市		山県市協働のまちづくり活動補助金	山県市まちづくり基本条例の理念を具体化しようとする活動に要する経費の一部を支援する補助金 【対象団体】 (1) 市内に活動拠点を持ち、申請当該年度内に山県市まちづくり基本条例の理念を具体化しようとする活動を行い、又は行う予定があること。 (2) 組織の設置を、定款、会則その他これに準ずるもので定めていること。 (3) 年間の事業計画を有し、団体の収支が明確であること。 【対象事業】 ①スタート支援型コース(設立後3年未満の対象団体が行う地域活動事業) ②テーマ設定支援型コース(市が提示するテーマに対し、対象団体が行う地域活動事業) ③継続支援型コース(対象団体が行う地域活動事業) ※令和6年度から同一団体への補助の交付回数は3回を上限とする。	①4/5 (ただし備品購入費は1/2) ②9/10 ③ 1回目2/3 2回目1/2 3回目～1/3 ④1/2	①200,000 ②200,000 ③ 1回目80,000 2回目60,000 3回目～40,000 ④100,000	
瑞穂市						
飛騨市		飛騨市まちの元気応援事業助成金	市内におけるまちの元気を創出する事業に係る経費の一部を補助する。 【対象】 主に市内で活動している法人、団体又は個人。ただし、以下は対象外。 ・宗教活動や政治活動を主たる目的としたもの。 ・市税等を滞納しているもの。 【対象事業】 ①まちの元気支援部門 まちづくり活動のうち営利を目的としない事業を対象とし、必要経費の一部を補助する。 ①-1 新規または拡充事業 1～2年目 ①-2 3年目 ①-3 上記以外 ②まちの未来応援部門 まちづくり活動のうち、児童、生徒、学生等が参加する事業を対象とし、必要経費の一部を補助する。 ②-1 会員以外の者が3名以上、または児童、生徒、学生が3名以上参加する事業 ②-2 市内の高校に通う生徒が主体となって行う事業	①-1 2/3 ①-2 2/3 ①-3 1/2 ②-1 2/3 ②-2 10/10	①-1 300,000 ①-2 200,000 ①-3 100,000 ②-1 200,000 ②-2 50,000	
		飛騨市ふるさと納税活用まちの元気応援事業助成金	【まちづくり創出支援部門】 市内で、まちづくり事業を行おうとする団体を公募し事業プランを市が審査し、ふるさと納税制度を活用。 【対象】 活動拠点が市内の団体。ただし、以下は対象外。 ・構成員が3人未満の団体 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 ・暴力団や暴力団員の統制下にある団体 【対象事業】 まちの元気を創出することを目的とする事業。ただし、以下は対象外。 ア 専ら営利を目的とした事業 イ 特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業 ウ 単年度事業費が100万円未満の事業 【交付期間】 最長連続する2年	10/10	ふるさと納税制度による寄付金を募り、寄附された総額から市の負担する経費相当額を控除した額で、単年度500万円を上限とする。	
本巣市		本巣市市民活動助成金	(共通要件) ①5人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること ②営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること ③主な活動が市内で行われていること (市民活動ステップアップコース) 年間を通して計画的に実施され、複数年の継続した活動により実施される事業。ただし、助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限りとする。	1回目 90% 2回目 80% 3回目 70% 4回目 60% 5回目 50%	200,000	
			(市民活動フォローアップコース) ステップアップコースの助成を5回受けた事業であって、以降も自主財源を確保し、地域課題解決を図るために継続して実施される事業。ただし、助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限りとする。	30%	150,000	
			(市民提案イベント実施コース) 助成対象団体が自主的、主体的に企画実施する公益性の高いまちづくり事業。ただし、継続性がない、又は低いものに限る。	100%	500,000	
			(市提示事業協働実施コース) 市が提示する、地域課題の解決及び地域の活性化を図る協働事業で、助成対象団体が主体的に実施するもの。	100%	市が提示した額	
郡上市		行政提案型協働事業	市が提示する課題(事業)に対して、団体が具体的な事業の実施方法を提案し、団体と市とが協議しながら事業を実施する委託事業。		5,000,000	
		団体提案型協働事業	団体が公益的な事業の実施を市に提出し、団体と市とが協働して取り組むことによって、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業に対して、事業費のうちの市民協働の領域区分に応じて決定した額を市が支出する。		1,000,000	
下呂市		下呂市地域振興事業補助金	(活動支援) 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に活動拠点を持つ団体で、次に掲げる要件を備えるものとする。ただし、政治活動、宗教活動もしくは営利活動を行うものを除く。 ・地域振興、地域活性化を目的として、自主的かつ自立的にまちづくり活動を行っていること。 ・過半数が下呂市内に在住する5人以上の構成員を有すること。 ・団体の定款又は規約を有すること。 ・年間の活動計画を有し、団体の収支が明確であること。 ・市から他の補助金等の交付を受けていないこと。	4/5	200,000	
海津市						
羽島郡	岐南町	岐南町提案型協働事業補助金	地域の多様な課題を解決するため、新たな発想及び手法を提案し、町と協働して主体的に事業を行う団体等(町内に活動拠点があり、自主的にまちづくりに貢献する団体で、町民を含む5名以上で構成されていること)に対し、交付する。	10/10	150,000	
		自治会絆づくり交付金	地域の絆を深め自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、地域住民の協働を進めることを目的とし、自治会に交付するもの。町が行う事業の移行や依頼する事業でなく、地域の課題に対して各地域で行う事業や町ができないような事業などが対象。	10/10以内	均等割(400,000円)と世帯割(1世帯当たり2,300円)の合計が上限	
	笠松町	協働型町民活動促進事業補助金	補助金の対象となる団体は、以下の要件をすべて満たすものとする。 (1)町内に活動拠点、事務所等を有する団体(2)5人以上で構成される団体(3)当該団体の構成員が過半数以上の町民で構成される団体(4)規約、会則等を有する団体(5)当該団体において会計処理ができる団体であり、未成年者のみで構成される団体並びに営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする団体は対象としない。 補助金の交付の対象となる事業は以下の要件をすべて満たすものとする。 (1)公益性が認められる事業(2)町内で実施される事業(3)団体が主体的に実施する事業(4)当該年度に完了する事業(5)営利、政治及び宗教を目的としない事業	10/10	予算の範囲内	

養老郡	養老町	養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金	下記のいずれにも該当するNPO法人で、平成24年4月1日以後に認証を受けたNPO法人の設立に要した経費について補助。 (1)町内に主たる事務所を有し、主に町内で活動し、今後も引き続き町内で活動を行う予定の団体であること。 (2)役員の2分の1以上が町内に住所を有すること。	10/10	100,000	
不破郡	垂井町	垂井町地区まちづくり協議会交付金	垂井町地区まちづくり協議会に関する規則に基づき、小学校区を単位とする地区に1団体とし、地域の課題解決や特性を活かしたまちづくりの推進に取り組む団体に交付する。 交付対象事業 ・生涯学習事業 ・地域ふれあい事業 ・協働のまちづくり推進事業 ・その他地区協議会の目標を達成するために必要な事業	10/10		15,753,000
	関ヶ原町	関ヶ原町地域活性化振興補助金	関ヶ原町の地域社会の健全な発展を目指す、自主的・主体的な地域活性化のための事業を支援するため、予算の範囲で補助金を交付する。 交付対象 町内に勤務若しくは住所を有する者又は団体 補助の対象 1)人材の育成事業 2)観光資源・特産品の調査研究、開発事業 3)国際・国内交流事業 4)伝統芸能・文化の継承事業 5)自治会及び各種団体が行う地域おこしに関する事業	1/2	300,000	
安八郡	神戸町	神戸町まちづくり活動助成金事業	まちづくりを行う団体やグループの創意と工夫にあふれた自主的で主体的なまちづくり事業に対して補助金を交付する。 ○スタートアップ支援部門(新たに始める団体の活動を支援) 助成率:対象経費の10分の8以内(上限200千円) ○ステップアップ支援部門(これまで1回以上実施したことがある事業を支援) 助成率:対象経費の10分の8以内(上限100千円)			
	輪之内町					
	安八町	安八町活力溢れるまちづくり補助金	地域の多様な課題解決や地域活性化のため、町と協働して主体的に行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助対象団体】 安八町内に勤務若しくは住所を有する者又は次の各号の全てに該当する団体。 (1)町内に活動拠点を有し、自主的にまちづくりに貢献する活動を行っている又はこれから行おうとしている。 (2)町民を含む3人以上で構成された組織である。 (3)組織の運営に関する規約等がある。 (4)予算・決算等の事務が適正に行われていること又は行われる見込みがある。	1/2 10/10	100,000 町が提示する額	
揖斐郡	揖斐川町	揖斐川町「小さな一歩」応援事業補助金交付要綱	主たる活動の場及び事務所が揖斐川町内にあり、3人以上の町民を含む会員で組織し、かつ、地域づくりのための活動をおおむね6カ月以上取り組んでいる団体が、町の特性、歴史及び地域資源を活用したまちづくり、まちづくりを担う人材の育成、地域コミュニティの育成、地域の課題の解決、その他次世代につなぐ時間軸の長い事業の実施に要する経費	10/10	200,000円 予算の範囲内	
	大野町					
	池田町	(1)法人設立事業支援金 (2)町民くらしづくり活動事業支援金	【交付資格団体】 ■支援金の交付を受けることができるものは、次に掲げるすべての要件を満たしている団体等とする。 ・池田町内に主な活動場所を有し、その構成者の過半数が池田町内に在住、在勤又は在学していること。 ・規約、会則、定款等を有していること。 ・支援金交付申請書の提出時において一事業年度以上継続的に活動をしていること。 ・法令、条例等に違反する活動をしていないこと。 ・公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。 ・宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。 【交付を受けることができる事業】 ■支援金の交付を受けることができる事業は、町内において実施し、町民を主たる対象とする事業であり、次の各号に掲げる要件を満たしている事業とする。 ・営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動を自主的かつ継続して行うものであること。 ・法人設立の認証を受けた団体がその設立の準備を行うものであること。 ・前項の規定にかかわらず、町民くらしづくり活動団体支援制度を設けた趣旨に合致しているものとして町長が認める事業については、支援金の交付を受けることができる事業とする。	1/2以内 (算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)	(1)50,000 (2)100,000	
本巣郡	北方町	まちづくり活動助成金	代表者を含む団体メンバーの半数以上が当町に在住、在勤する5人以上の団体。 対象は地域住民の創意と工夫にあふれる自主的な住民主体のまちづくり活動、及びその活動の成果が将来的に北方町の住みとなるまちづくりにつながる活動全般とし、別に定める審査機関が認めたまちづくり活動とする。	10/10	300,000	
加茂郡	坂祝町	地域活性化補助金	自治会、ボランティア活動団体及び任意の自主的団体が、町内において行うまちづくりの活動に対し助成し、住民参加のまちづくり意識の高揚を図る。 団体の活動に必要な資機材及び消耗品等の購入又は印刷に要する経費の一部に対して補助する。		100,000	
		花づくり推進事業	町内で花づくりを行う各種団体に対して助成し、住民が自然環境への関心を高めるとともに、地域コミュニティ活動を推進する。 老人クラブ及び身体障害者福祉協会に対しては、申請に基づき花苗及び肥料等を現物で支給する。	10/10	予算の範囲内	
	富加町	住民提案型協働事業補助金	公益事業としてのまちづくりに関する住民活動を通して、地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりを促進するとともに、住民のまちづくりに対する参加意識を高め、住民が主体で行うまつづくり事業を推進するため、補助金を交付する。	1年目10/10 2年目9/10 3年目8/10	100,000	
	川辺町	川辺町商工観光振興等対策事業補助金交付要綱	① 川辺おどり・花火大会協賛補助金 地域経済の発展と観光の振興を図ることを目的として行われる、川辺おどり・花火大会に要する経費のうち次の事業に要する経費 (1) 花火打ち上げ事業 (2) イベント開催事業 (3) 広報宣伝事業 (4) その他町長が特に必要と認める事業 ② 特産品開発事業補助金 観光振興と地域産業の振興と発展を図ることを目的として、川辺町の素材を生かした特産品の開発及び販路拡大等に要する経費 ③ 地域観光振興事業補助金 地域の観光振興と地域づくりを目的として行われる伝統行事及びイベント等に要する経費のうち次の事業に要する経費 (1) イベント開催事業 (2) 広報宣伝事業 (3) その他町長が特に必要と認める事業 ④ 商品券発行事業補助金 商業振興と小売業者の発展を図るために行われる商品券の発行に要する経費 ⑤ 商店街活性化事業補助金 商店街の環境施設等による来街者の利便性と快適性を推進し、商店街の魅力向上につながる施設を整備する事業に要する経費 ⑥ 景観整備等事業補助金 地域の観光振興と地域づくりを目的として行われる景観整備等に要する経費 ⑦ まちづくり活動事業補助金 地域を活性化することを目的としたまちづくり活動に要する経費	①2/3 ②10/10 ③1/2 ④10/10 ⑤10/10 ⑥10/10	町長の定める額	町長の定める額

	七宗町	七宗町絆でつくるまちづくり交付金	生活の営みにより作られた景観や環境を守り活用することで地域資源の保護と地域経済の発展を目的とする活動に要する経費の補助 ・豊かな自然を愛し、文化と歴史を守る事業	10/10	100,000	
	八百津町	八百津町協働のまちづくり事業補助金	町民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化に向けた町民の自主的な活動を支援をする。 ・5名以上の構成員を有し、その過半数が八百津町内に在住、在勤又は在学する団体であり、町内に活動拠点を有し、町内で活動を行い、政治活動や宗教活動を目的としていないこと。 ・対象事業は、地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、町民の自発的な参加によって行われる公益性のある事業。その他まちづくりに必要と認める事業。 ・5年を限度とする。	2/3	1年目 500,000 2年目 400,000 3年目 300,000 4,5年目 250,000	
		八百津町協働のまちづくりスタートアップ事業補助金	公益活動を目的とした町民団体を支援する。 ・同一世帯でない町民が5人以上で構成されている団体であり、町内に住所と主な活動場所を有し、町内で活動を行い、政治活動や宗教活動を目的としていないこと。 ・対象事業は、地域課題の解決に向けて、自発的かつ自立的に行う事業で、公益を目的として地域社会に貢献する事業。その他まちづくりに必要と認める事業。 ・活動開始から3年以内の団体、又はこれから活動を始めようとする団体であって、今後3年以上継続して運営する団体を対象とする。	9/10	500,000	
	白川町	白川町地域づくり人材育成支援補助金	地域を支える担い手の育成及び地域全体の活力の向上を目的に新たに開始し、新たに価値を付加する公共性・公益性の高い創意と工夫に富んだまちづくり活動を支援する。 ・町内を拠点に活動している構成員が4人以上の団体で、かつ、構成員の半数以上が町内在住であること。 ・代表者を定め、会計処理が適切に行われ、組織として意思決定できる団体であり、まちづくり活動に情熱を持ち自立して継続的な活動が期待できる団体であること。 ・法人格を有する団体でないこと。 ・自治会、自治協議会又はこれに準ずる団体でないこと。 ・政治、宗教及び公序良俗に反する活動を行わない団体であること。	10/10	200,000	
	東白川村	東白川村地域づくり事業補助金	交流イベント等の開催など、東白川村の活性化を推進すると認められる事業に要する経費		予算の範囲内	
可児郡	御嵩町	まちづくり活動等応援補助金交付事業	(共通要件) ① メンバーが5人以上で、町内に在住、在学又は在勤の方が構成員になっていること。 ② 町内を拠点として活動をおこなうものであること。 ③ 政治、宗教、結社、労働運動等を目的としていないこと。 ④ 単なる物品の販売又は、営利を主たる目的としていないこと。 ⑤ メンバー間の親睦、個人の学習、趣味などを目的としていないこと。 ⑥ 会則、規約等を定めていること又は、審査会の日までに定める予定があること。 ⑦ 暴力団でないこと、又は暴力団がその活動の運営等を実質的に関与していないこと。			
			【スタートアップ事業】 活動団体の立ち上げ事業	①2/3 ②1/2 ③1/3	①150,000 ②100,000 ③ 50,000	
			【まちづくり活動事業】 団体が行うまちづくり活動事業	①2/3 ②1/2 ③1/3	①300,000 ②200,000 ③100,000	
			【まちづくり推進イベント事業】 名簿登録団体が行う、まちづくり活動事業とは別にまちづくり推進のために新たなイベントを開催する事業	1/2	100,000	
			【まちづくり施設等整備事業】 団体が行うまちづくり活動の拠点又は、まちづくり活動に資する施設等の整備事業	9/10以内	-	
大野郡	白川村	白川村景観条例に基づく補助金	まちづくり地域団体に対して技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成する。			